

## 新型コロナウイルス発生に伴う通学定期券の払い戻しについて

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、2020年2月28日に文部科学省より全国の教育委員会などに対し、全国の小学校、中学校、高等学校およびこれに相当する特別支援学校を2020年3月2日から春休みまで臨時休校とするよう要請する内容を盛り込んだ通知が出されました。

これに伴い、通学先の学校が休校となったため、対象となる通学定期券を払い戻しされるお客様については、特例によりそのお申し出日に関わらず、2月28日以降の最終登校日を最終使用日とみなして、弊社の規定により計算した額（所定の手数料が必要）を払い戻しいたします。

### ●対象の定期券

- ・休校となった小学校、中学校、高等学校およびこれに相当する学校（中等教育学校・特別支援学校・専修学校の高等課程等）の児童・生徒の通学定期券
  - ・最終登校日翌日以降の通用期間が1か月以上残っているもの
- または、最終登校日が通用開始後7日以内であって払戻し額があるもの（使用日数によっては払戻し額が無い場合がございます。）

※最終登校日の翌日以降に定期券を使用した場合は、この取扱いができませんのでご注意ください。

### ●取扱期間

2020年2月28日から当分の間

近畿日本鉄道株式会社

## 通学定期券の払戻額の計算方法について

### ●定期券の払戻額の計算方法

例：最終登校日が2月28日だった場合

→2月28日に払戻しのお申し出があったものとして取扱います

- ① 2/29以降の定期券の残りの有効期間が1か月未満の場合  
⇒払戻額はありません。(有効開始日から7日以内の場合は次項をご覧ください)
- ② 2/29以降の定期券の残りの有効期間が1か月以上ある場合  
⇒以下の計算式により払いもどしいたします。

**払戻額＝通常の定期運賃（券面の金額）－使用済月数に相当する定期運賃－手数料 220円**

通用期間 経過月数	払戻額
通用開始前	定期運賃－手数料
1か月	定期運賃－（1か月定期運賃＋手数料）
2か月	定期運賃－（1か月定期運賃×2＋手数料）
3か月	定期運賃－（3か月定期運賃＋手数料）
4か月	定期運賃－（3か月定期運賃＋1か月定期運賃＋手数料）
5か月	定期運賃－（3か月定期運賃＋1か月定期運賃×2＋手数料）

▶ 1か月未満の日数は、1か月使用したものとして計算します。

例えば、3か月定期券で1か月と1日経過した場合には、2か月経過したものとして取り扱います。

※払戻しにはご自身の公的証明書（健康保険証、免許証等）が必要です。

ICOCA定期券の払戻しは、ご利用のご本人の方に限ります。（こどもICOCA定期券は代理人とご本人の関係性がわかる公的証明書を提示いただければ代理人でもお取扱いいたします。）

### ●有効開始日から7日以内の取扱い

有効開始日から7日以内に限り、発売額からすでに経過した日数分の往復普通運賃と手数料220円を差し引いた残額を払いもどしいたします。

ただし、定期区間・使用日数により払戻額がない場合があります。

例：2020年2月25日から1か月有効の大阪難波－東花園間の通学定期券（大人）の場合

→最終登校日が2月28日の方が3月4日に申し出た場合

→2月28日を最終使用日として25日～28日の4日間使用したものとみなして払戻し額を計算いたします

4,640円《発売額》－（600円《往復普通運賃》×4日《使用日数》＋220円《手数料》）  
＝ **2,020円《払戻額》**